専門講座

役員社宅をめぐる実務論点



- 1 役員社宅に係る通常の賃貸料の額/経済的利益供与の有無
- 2 自己所有不動産による社宅・事務所等による活用検討
- 3 役員給与の改定に係る経済的利益の考え方
- 4 家賃の引上げに伴い経済的利益の供与をした場合の役員給与の損金性

役員社宅の提供は、経済的利益の供与や課税問題といった、見落とせない複雑な論点を含んでいます。 本セミナーでは、2つの具体的な事例を通じて、これらの論点をわかりやすく解説します。

- (1) 自己所有不動産を同族法人へ貸し付け、当該不動産を会社の事務所や役員社宅として活用する際の税務上の問題を確認します。
- (2) 役員社宅の家賃が期中に引き上げられた時、社宅に係る通常の賃貸料の額を改訂しない場合は、役員に経済的利益が生じているとみなされます。この経済的利益は、法人の損金として算入されるか否か、また、期中の給与改定に関する法令を検討します。

坦 神 可 能 期 問

2025年10月23日(木)11:30~10月29日(水)17:00

※講演時間は約60分となります。

申込期限

10月21日(火)17:00

参加費

5,000円

講 師



東京税理士会芝支部 · 税理士

苅米裕(かりごめゆたか)先生

平成15年6月苅米裕税理士事務所開業。平成27年7月から平成30年7月まで関東信越国税不服審判所国税審判官に従事。現在は企業の社外役員、千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授、東京税理士会理事、東京税理士会会員相談室相談員として幅広く活動している。

詳細・お申込み

https://form.k3r.jp/ht_tax/251023



